

不動産登記等業務（表示関係）共通仕様書（案） 新旧対照表

※改定箇所のみ記載

新	旧
<p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第6条 受注者は、本業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 ～ 五 (省略)</p> <p>六 <u>第9条から第11条までの業務は、主任担当者又は業務従事者が自ら実施又は立会のうえ実施しなければならない。</u></p> <p>七 <u>第12条の業務は、主任担当者又は業務従事者が自ら実施し、法務局に対して、責任を持って申請について説明しなければならない。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p>	<p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第6条 受注者は、本業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 ～ 五 (省略)</p> <p>六 (新設)</p> <p>七 (新設)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p>
<p>(現地調査)</p> <p>第9条 「現地調査」とは、事前調査、筆界確認（立会同行、境界点確認、引照点確認、多角測量、復元測量及び画地調整）又は立会（民有地境界、公共用地境界）の諸作業をいう。</p> <p>2 <u>「事前調査」とは、発注者の指示に基づき、資料調査の結果を踏まえて行う、土地の物理的状況、利用状況、地形、境界標又は測量上準拠すべき基準点の有無等、境界紛争の有無等の調査並びに公共用地又は民有地における立会等の作業の方法及び日程に関する発注者との協議等の諸作業（残地分筆を申請しようとする場合にあつては、法務局への事前の相談を含む）をいう。</u></p> <p>3 <u>「筆界確認」とは、現地と公簿類、地図類、図面類及び疎明書面との照合、位置の特定、筆界復元及び筆界確認の諸作業をいう。</u></p> <p>一 <u>「立会同行」とは、用地測量業務の境界立会に同行し相隣間の合意を得るための助言をする作業をいう。この作業を行う場合において、第9条第4項に規定する「立会」は計上しない。</u></p> <p>二 <u>「境界点確認」とは、用地測量業務による境界標等の設置完了後、用地測量業務の成果品によりトータルステーション等を用いて下記を確認する作業（確認を行った全ての境界点について写真を撮影する作業を含む。）をいう。</u></p> <p>イ 境界標間の距離の算出及び照合</p> <p>ロ 境界標と幅杭間の距離の算出及び照合</p> <p>ハ 境界標の種類照合</p> <p>三 <u>「引照点確認」とは、既設の基本三角点等又は恒久的地物と境界標との距離について、用地測量業務の成果品によりトータルステーション等を用いて、算出及び照合を行う作業（確認を行った全ての基本三角点等及び恒久的地物について写真を撮影する作業を含む。）をいう。</u></p> <p>四 ～ 六 (省略)</p> <p>4 (省略)</p>	<p>(現地調査)</p> <p>第9条 「現地調査」とは、事前調査、筆界確認（立会同行、境界点確認、引照点確認、多角測量、復元測量及び画地調整）又は立会（民有地境界、公共用地境界）の諸作業をいう。</p> <p>2 「事前調査」とは、発注者が指示した事項と前条において調査等した資料に基づき、土地の物理的状況及び利用状況、地形、境界標の有無又は測量上準拠すべき基準点の有無等の調査並びに公共用地若しくは民有地に対する立会に関する作業方法及び日程の協議又は境界紛争の有無の調査等の諸作業をいう。</p> <p>3 「筆界確認」とは、現地と公簿類、地図類、図面類及び疎明書面との照合、位置の特定、筆界復元及び筆界確認の諸作業をいう。</p> <p>一 「立会同行」とは、用地測量業務の境界立会に同行し相隣間の合意を得るための助言をする作業をいう。この作業を行う場合において、第9条第4項に規定する「立会」は計上しない。</p> <p>二 「境界点確認」とは、用地測量業務による境界標等の設置完了後、用地測量業務の成果品によりトータルステーション等を用いて下記を確認する作業をいう（境界標等の写真撮影を含む。）。</p> <p>イ 境界標間の距離の算出及び照合</p> <p>ロ 境界標と幅杭間の距離の算出及び照合</p> <p>ハ 境界標の種類照合</p> <p>三 「引照点確認」とは、既設の基本三角点等又は恒久的地物と境界標との距離について、用地測量業務の成果品によりトータルステーション等を用いて、算出及び照合を行うものである（基本三角点等又は恒久的地物の写真撮影を含む。）。</p> <p>四 ～ 六 (省略)</p> <p>4 (省略)</p>